（4）実証事業委託費積算基準

第1　実施計画書、委託費項目別明細表及び支出した委託費を整理するに当たっては、次の通りとする。

項目			（摘　　要）
大 項 目	中 項 目	内　　容	
Ⅰ．機械装置等費	1．土木・建築工事費	プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに要した労務費、材料費、旅費、交通費、消耗品費、光熱水料、仮設備費及びその他の経費 なお、資産登録が必要なものと資産登録が不要なものについて、区分して計上することとする。	
	2．機械装置等製作・購入費	委託業務の実施に必要な機械装置、その他備品の製作、購入又は借用に要した場合におけるその製造原価又は購入若しくは借用に要した経費。ただし、乙の製造による商品を充てた場合にあっては、その社内振替価格とすることを妨げない。 なお、資産登録が必要なものと資産登録が不要なものについて、区分して計上することとする。	当該項目に計上するものは、購入・製作にあっては、その取得価額が10万円以上かつ使用可能期間が1年以上のものとする。 機械装置等を製作する場合とは、研究部門の仕様に基づいて生産部門で製作設計及び製作加工することをいい、その経費には次のような経費を含む。（Ⅱに含まれるものを除く。） ① 製作設計費　－　機械装置等の細部製作設計に要した労務費（外注設計の場合にあってはその経費） 労務費は、製作設計に直接従事する者の労務費単価（労務費単価は当該製作設計に要した直接労務費及び間接経費により算出した乙の実績単価）に直接作業時間数を乗じることにより算出 ② 製作加工費　－　機械装置等の製作に要した直接材料費、加工費及び直接経費 (ｲ) 直接材料費　－　機械装置等の製作のための直接材料、副材料費及び部品を製作又は購入した場合におけるその製造原価又は購入に要した経費 (ﾛ) 加工費　－　機械装置等の製作に要した労務費 労務費は、加工に直接従事した者の労務費単価（労務費単価は当該加工に要した直接労務費及び間接経費により算出した乙の実績単価）に直接作業時間数を乗じることにより算出 (ﾊ) 直接経費　－　専用治工具費、外注加工費及びその他の直接経費であって、すでに(ﾛ) 加工費中の製造間接費に算入されていないものとする。 ｉ）専用治工具費　－　機械装置等の製作に専用するための治工具を製作、購入又は借用を必要とした場合におけるその製造原価又は購入若しくは借用に要した経費

項　　目			（摘　　要）
大 項 目	中 項 目	内　　容	
			ⅱ）外注加工費　－　機械加工、部品組立、配線、メッキ、酸洗い、保温、又は耐酸、耐熱、耐水ライニング若しくは塗装等の外注に要した経費 ⅲ）その他の直接経費　－　ⅰ)からⅱ)までに掲げる経費以外の経費 ③　添付品費　－　機械装置等に組み込まれる各種機器類等であって、上記直接材料費中の部品費として計上することが適当でないものを製作又は購入した場合におけるその製造原価又は購入に要した経費 ④　運搬費　－　機械装置等の梱包及び運送を外注することが必要な場合、これに要した経費 ⑤　据付費　－　機械装置等の現地据付を外注することが必要な場合、これに要した経費
	3. 保守・改造修理費	①プラント及び機械装置等の保守（機能の維持管理等）を必要とした場合における労務費、旅費、交通費、滞在費、消耗品費及びその他必要な経費（ただし、Ⅱ及びⅢの1.、2. 及び4. の光熱水料に含まれるものを除く。） 外注を必要とした場合は、それに要した経費 ②プラント及び機械装置等の改造（主として価値を高め、又は耐久性を増す場合＝資本的支出）、修理（主として原状に回復する場合）を必要とした場合における労務費、旅費、交通費、滞在費、消耗品費及びその他必要な経費（ただし、Ⅱ及びⅢの1.、2. 及び4. の光熱水料に含まれるものを除く。）外注を必要とした場合は、それに要した経費 　なお、資産登録が必要なものと資産登録が不要なものについて、区分して計上することとする。	保守費とは、法定点検、定期点検及び日常のメンテナンス等に要した経費をいい、工事を伴わないものをいう。 改造費とは、次のような経費をいう。 ①　装置等の価値を高め又は耐久性を増す場合の通常の取替（原状回復）の費用を超えた経費 ②　改造か修理か明らかでない場合であって、その経費が60万円以上又はその装置等の前期末における取得価額の10％を超えたとき、その経費 修理費とは、次のような経費をいう。 ①　装置等の原状回復に要した経費（移設費、解体費を含む） ②　装置等の価値を高め又は耐久性を増す場合であるが、その経費が10万円未満の場合の経費 ③　改造か修理か明らかでない場合であって、その経費が60万円未満のとき又はその装置等の前期末における取得価額の10％以下であるとき、その経費
Ⅱ. 労務費	1. 研究員費	委託業務に直接従事した研究者、設計者及び工員等（以下「研究員」という。）の労務費は、原則と	

項　　目			（摘　　要）
大 項 目	中 項 目	内　　容	
		して甲が定める健保等級に基づく労務費単価表（時間単価用）の単価に基づき算定する。 　ただし、以下に掲げる場合はこの限りではない。 ①　当該委託業務において申告した率にて従事させる旨、乙から証明がなされた研究員（以下、「率専従研究員」という。）の場合は、労務費単価表（率専従者用）の月額に申告した率を乗じて算出すること。 　健保等級を適用する者の労務費の算定においては、法定福利費（健康保険料及び雇用保険料等の雇用主負担分）を含めることとする（出向契約書等により出向先が法定福利費を負担していることが確認可能な場合の出向契約者を含む）。 　ただし、上記以外の出向契約者及び国民健康保険加入者を健保等級適用者として取り扱う場合は、法定福利費を含めない。 　なお、労務費単価表の適用及び①の方法による算出が困難であると甲があらかじめ了解した場合には、乙が国の委託事業において使用している受託規定に基づき算出することもできる。この場合において、Ｉに含まれるものを除く。	
	2. 補助員費	委託業務に直接従事したアルバイト、パート等の経費（ただし、Ｉに含まれるものを除く。）	

項　　目			（摘　　要）
大 項 目	中 項 目	内　　容	
Ⅲ. その他経費	1. 消耗品費	委託業務の実施に直接要した資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要した経費	機械装置、その他備品等でその取得価額が10万円未満又は使用可能期間が1年未満のものを含み、研究者等が通常使用する事務用品等の消耗品は除く。
	2. 旅費	①委託業務を実施するため特に必要とした研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費 ②登録委員、外部有識者、外部専門家が、共同研究業務の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要した経費で旅費、滞在費、交通費 ③委託先が再委託先又は共同実施先に対して行う検査に要する国内旅費	
	3. 外 注 費	委託業務実施に直接必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の請負外注に係る経費	
	4. 諸経費	以上の各経費のほか、特に必要と認められる経費	例示すれば、以下のとおりである。 1) 光熱水料 － 委託業務の実施に直接使用するプラント及び機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費 2) 会議費 － 委託業務実施に直接必要な会議の開催に要した経費。ただし、乙の研究員のみによる会議，会合に要した経費は除く。 3) 通信費 － 委託業務の実施に直接必要な通信・電話料 4) 借料 － 委託業務の実施に直接必要な現場事務所賃借料、車両借上費等、乙又は第三者所有の実験装置、測定機器その他の設備、備品及び電子計算機の使用（社内単価又は外注による場合の契約単価とする。）等に要した経費 5) 図書資料費 － 委託業務の実施に直接必要な図書資料購入費 6) 通訳費・翻訳費 － 委託業務の実施に直接必要な海外出張等における通訳雇用に要した経費及び翻訳費 7) 運送費 － 委託業務の実施に直接必要な送付（運搬を含む）に要した経費 8) 委員会費 － 委託業務の実施に必要な知識、情

項　　目			（摘　　要）
大 項 目	中 項 目	内　　容	
			報、意見等の交換、検討のための委員会開催、運営に要した委員等謝金、委員等旅費、会議費、会議室借上費、消耗品費、資料作成費、その他の経費 9) 学会等参加費　－　委託業務の実施に必要な知識、情報、意見等の交換のための学会等への参加費（学会等に参加するための旅費は除く。） 10) 報告書等作成費　－　成果報告書の電子ファイル作成費及び資料等の印刷・製本に要した経費 11) キャンセル料　－　委託業務の実施に必要な旅費のキャンセル料（やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ）
Ⅳ. 間接経費		上記経費を除く研究現場での事務・人件費、設備損料、工場管理費、本社経費等の間接経費	１　間接経費の算定は、経費総額（Ⅰ～Ⅲ）に間接経費率を乗じて行うことを原則とする。 ２　間接経費率は、原則１０％とするが、この率を下回る率を用いるときは、その率とする。ただし、次項３に該当する中小企業及び次項４に該当する技術研究組合等については、間接経費率は２０％とする。 ３　前項のただし書きに定める中小企業は、中小企業基本法第２条に該当する法人とする。ただし、中小企業基本法第２条に該当する法人であっても機構が定める「みなし大企業」に該当する場合は、中小企業に該当しないものとする。 ４　第２項のただし書きに定める技術研究組合等は、当該組合の組合員である会社法に定める会社のうち、３分の２以上が中小企業基本法第２条に該当する法人で構成する組合とする。ただし、中小企業基本法第２条に該当する法人であっても機構が定める「みなし大企業」に該当する場合は、中小企業に該当しないものとする。 ５　第２項のただし書きに定める中小企業及び技術研究組合等の判定に当たっては、次のとおりとする。 一. 契約の締結時は、契約を締結する事業年度の４月１日時点における最新のデータから判断するものとする。ただし、契約を締結する事業年度の４月１日時点で設立されていない企業及び技術研究組合等は、別途定めるところによる。 二. 複数年契約における次年度分は、次年度４月１日時点における最新のデータで判断する。 ６　総合科学技術・イノベーション会議に登録されている競争的資金制度の事業については、別に定

項　　目			（摘　　要）
大 項 目	中 項 目	内　　容	
			めるところにより、間接経費率３０％を上限とすることができる。
Ⅴ．再委託費・共同実施費		再委託費又は共同実施費は、委託業務の一部について、乙以外の者に再委託又は共同実施に要した経費。 当該経費の算定に当たっては，上記ⅠからⅣに定める項目又は甲が別に定める積算基準の項目に準じて行う。	再委託及び共同実施の額は、原則として委託先との契約金額の５０％未満とすること。

第2　経費算定の対象とする支出額は、原則として、委託期間中に委託業務を行うに当たって発生し、かつ、支払われた経費とし、委託期間外に発生又は支払われた経費は認めないものとする。ただし、次の各号の一に該当するものについては、この限りでない。

1　委託期間中に発生し、かつ、その経費の額が確定しているものであって、委託期間中に支払われていないことについて相当の事由があると認められるもののうち、その支払期限が委託期間終了日の翌月末日までのもの。

2　委託期間中に直接従事した時間に要する労務費、製作設計費及び加工費。

第３　公募要領等で委託費の対象外と指定した項目及び経費については、経費算定の対象とする支出額には含めないものとする。